

事務連絡(保24)F

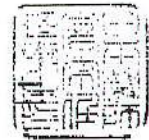
平成16年5月13日

都市区医師会

保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松原 謙



特異的IgE検査の取扱いについて

今般、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「9」特異的IgE検査(120点)の上限点数1,690点が、5月診療分から1,560点に訂正される旨厚生労働省当局から連絡がありましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

特異的IgE検査につきましては、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は

1,690点を限度として算定する旨、平成16年2月27日付け厚生労働省告示第47号により、その取扱いが示されておりましたが、平成16年4月28日付けで厚生労働省保険局医療課から、本件を含め告示の訂正が官報上で行われる予定であるとの事務連絡が発出されました。(官報には現時点でまだ掲載されておられません。)

しかし、4月診療分の請求につきまして、医療機関は審査支払機関への請求が完了しておりますので、本検査点数の訂正の取扱いは5月診療分から適用させることといたしました。

つきましては、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

1. 官報掲載予定である「平成16年2月27日(号外第38号)厚生労働省告示第47号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件)」の取扱いについて

(平16. 5. 12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡

平成16年5月12日

地 方 社 会 保 険 事 務 局

都道府県民生主管部（局）

各 国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

官報掲載予定である「平成16年2月27日（号外第38号）厚生労働省
告示第47号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定
方法の一部を改正する件）」の取扱いについて

標記については、平成16年4月28日付事務連絡によりお知らせしたところである
が、訂正するもののうち下記にかかる算定の取扱いについては、5月診療分からの適用と
するので、その取扱いについて関係者に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

記

D015 血漿蛋白免疫学的検査 9「注」書き中 1,560点